



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成27年8月28日

担当

埼玉労働局労働基準部
健康安全課長 布施武雄
主任労働衛生専門官 大鷲亨
電話 048-600-6206



県内建設業の死亡災害防止対策を緊急要請

～ 平成27年死亡労働災害の6割以上が建設業で発生～

埼玉労働局(局長 阿部 充)は、埼玉県内の建設業の死亡災害増加に歯止めをかけるため、経営トップによる安全パトロール、職長等研修の実施などの死亡災害防止対策について、平成27年8月26日に建設業労働災害防止協会埼玉県支部長への緊急要請及び埼玉県知事への協力要請を行いました。

- 1 埼玉県内の平成27年労働災害による死亡者数は本日現在で18人、このうち建設業が12人(66.7%)を占め、3月3人、4月3人、5月1人、7月3人、8月2人と頻発しており、死亡割合が6割以上となるのは過去初の状況です(別紙1及び2参照)。
- 2 建設業の死亡災害は、「墜落・転落」が4人(40%)と最も多く、「飛来・落下」「はさまれ・巻き込まれ」がそれぞれ2人(20%)、「激突され」「交通事故」「崩壊・倒壊」がそれぞれ1人となっています。
- 3 災害の特徴は、屋根等からの墜落、クレーン作業中の吊荷の落下、掘削中の土砂崩壊による生き埋め等従来から注意を呼び掛けている典型的な災害が発生しています。
- 4 これらのことから、建設業労働災害防止協会埼玉県支部長に対して「現場代理人、職長等を中心とした労働災害防止のための研修会等の開催、経営トップ等による安全パトロールの実施」について取り組むよう要請しました。併せて、埼玉県知事に対して、発注時、安全パトロール時の労働災害防止、市町村への周知について協力要請を行いました(別紙3及び4参照)。

平成27年 死亡災害発生状況

別紙 1

埼玉労働局

業種別(同期比較)

		業種別累計						増減	
業種		平成25年	交通事故	平成26年	交通事故	平成27年	交通事故	増減	除く交通事故
製造業		6		5		1		-4	-4
建設業		5	1	14	1	12	1	-2	-2
交通運輸事業									
陸上貨物運送事業		2	1	5	2	2	1	-3	-2
農林業									
その他		11	3	4	1	3	1	-1	-1
全産業		24	5	28	4	18	3	-10	-9

署別(同期比較)

		署別累計						増減	
監督署		平成25年	交通事故	平成26年	交通事故	平成27年	交通事故	増減	除く交通事故
さいたま		2		6		3		-3	-3
川口		5	1	4	1	1	1	-3	-3
熊谷		1		1		4	1	3	2
川越		3	1	5	1	3	1	-2	-2
春日部		5	2	6		3		-3	-3
所沢		5		5	2	1		-4	-2
行田		2	1			1		1	1
秩父		1		1		2		1	1
全署合計		24	5	28	4	18	3	-10	-9

業種別・事故の型別

業種	事故の型	事故の型別									合計	前年合計	前年比
		墜落・転落	巻き込まれ・巻き込まれ	飛来・落下	激突され	火災	交通事故	崩壊・倒壊	転倒	その他			
製造業				1							1	5	-4
建設業		4	2	2	1		1	1		1	12	14	-2
交通運輸事業													
陸上貨物運送事業		1					1				2	5	-3
農林業													
その他		1					1			1	3	4	-1
合計		6	2	3	1		3	1		2	18	28	-10
前年合計		13	3		1		4	2		5	28		
前年比		-7	-1	3	0		-1	-1		-3	-10		

(注) 平成27年死亡者数は前年同期比 **35.7%** 減少している。

交通事故による死亡者数は内数である。

陸上貨物運送事業には、貨物取扱業を含む。

本集計は発生日によるものである。

平成27年8月27日現在

平成27年 死亡災害発生事例

別紙 2

平成27年8月27日現在

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
1	3月	11時	建設業 (その他)	10~29人	橋の塗装が終了したため、つり足場を解体する作業中に被災者が水面から2.5メートルの高さにおいて足場材を取り外し、橋の上にいる同僚に単管を受け渡す作業を行っていた際、足場から川に墜落し、溺死したものの。	墜落、転落	足場
2	3月	9時	建設業 (機械器具設置 工事)	10~29人	天井クレーンの修繕工事において、クラブトロリの脇で修繕箇所動作確認をしていた被災者が、横行したクラブトロリの給電用ブラケットとガーダ上の給電レール支持箇所との間に胸部をはさまれたもの。	はさまれ、巻き 込まれ	クレーン
3	3月	18時	建設業 (電気工事通信 業)	10~29人	被災者は、工事現場からの帰りに翌日使用予定の高所作業車をリース会社に寄って借り、これを運転して会社へ戻るため運転中、高さ制限のある陸橋下を走行していた際、作業車上部がボックスカルバートに激突し、その反動でハンドルに胸部を強打した。	交通事故	高所作業車
4	4月	17時	建設業 (建築)	1~9人	幼稚園建替え工事において、防音パネルの設置を行う作業に従事していた被災者が、1F屋根上で防音パネルの受け渡しをしていたところ、足を滑らせ、屋根妻側端部より墜落したものの。	墜落、転落	屋根、はり等
5	4月	9時	建設業 (建築)	10~29人	被災者が屋根補修作業の一環として2人1組で鉄骨取り付けの準備作業である水糸張りの作業を行っていた際、蓋付きの冷氣取り入れ用の機器の挿入口の上に乗ったところ、蓋が開き、約9メートル下の地上に墜落したものの。	墜落、転落	開口部
6	4月	8時	建設業 (建築)	1~9人	屋根の張り替え工事において、被災者が下地材に固定されていない屋根材の上に乗った結果、当該屋根材(スチール製)とともに、約5.2メートルの高さからコンクリートの床に墜落した。	墜落、転落	屋根、はり等

平成27年 死亡災害発生事例

別紙 2

平成27年8月27日現在

番号	発生月	発生時間帯	業種	事業場規模	災害発生のあらまし	事故の型	起因物
7	5月	12時	建設業 (土木)	1~9人	民有地での伐倒作業現場において、被災者がチェーンソーを使用して伐倒した木が途中で折れ、折れた伐倒木が被災者の胸部に激突した。	激突され	立木等
8	7月	11時	建設業 (土木)	30~49	下水管敷設のため、深さ1.8m、幅1.2mの溝をドラグショベルにより掘削中、被災者が溝の中に入りまもなくして被災者の背中側が深さ1.4m、幅0.5m、長さ2mに亘って崩れ、腰ぐらいまで土砂に埋まった。	崩壊、倒壊	地山、岩石
9	7月	12時	建設業 (機械器具設置 工事)	1~9人	移動式クレーンにて、解体されたコンベヤーの鉄骨架台をつり上げている途中、被災者が鉄骨架台の下に立ち入ったところ、玉掛用具の繊維ベルトが切断し、鉄骨架台が落下し被災者に激突したもの。	飛来、落下	玉掛用具
10	7月	13時	建設業 (その他の建設 業)	1~9人	宅地造成工事現場において、クレーン機能付き油圧ショベルを使用し、仮設用敷鉄板(縦3.0m、横1.5m、重量802kg)をトラック(4t)に積み込む作業を行った際、敷鉄板が吊り具から外れ、トラック近くで左官作業をしていた被災者に落下した。被災者は当該敷鉄板と隣接するブロック塀との間に挟まれ死亡した。	飛来、落下	玉掛用具
11	8月	15時	建設業 (土木)	10~29人	河川の堤防等の維持修繕等を行う工事現場において、自走式草刈機に搭乘して、法面の草刈り作業を行っていた被災者が、自走式草刈機の機体前方にある草刈り部に巻き込まれて死亡した。	はさまれ、巻き 込まれ	その他一般動 力機械
12	8月	16時	建設業 (その他)	1~9人	個人住宅の解体工事現場において、被災者がアルミサッシ(ガラスが入っていた)をフレームごと取り外していたところ、アルミサッシに入っていたガラスが割れ、その一部が被災者の左前頸部(頸動脈)を切創したものの。	切れ、こすれ	建築物、構築物

埼玉労基 0821 第 4 号
平成 27 年 8 月 26 日

建設業労働災害防止協会埼玉県支部
支部長 真下恵司 殿

埼玉労働局長

「建設業における死亡災害等の防止の徹底について」（緊急要請）

埼玉労働局管内における建設業の死亡災害の状況は、平成 27 年 8 月 5 日現在で 10 人と、全産業が 16 人に対して 6 割以上占めている状況で、とりわけ、3 月以降建設業の死亡災害が頻発しており、非常に憂慮すべき事態に至っております。

災害の内容を見ますと、屋根妻側端部よりの墜落、下地材に固定されていない屋根材に乗った結果屋根材とともに墜落、移動式クレーンの使用時に玉掛用繊維ベルトの切断、下水管の掘削中の土砂崩壊等で、作業床の設置、安全帯の使用、適切な玉掛用具の使用、土止め支保工の設置等の基本的な安全対策が講じられていないために発生した災害と言えます。

死亡災害は平成 25 年の同時期には 3 人、平成 26 年には 14 人、平成 27 年は 10 人と推移しておりますが、平成 25 年の同時期に比べると平成 27 年は平成 26 年と同様に死亡災害が頻発している状況に変わりはありません。

つきましては、夏季休暇が終わり建設現場が本格稼働する 9 月 1 日から 9 月 30 日までの間に下記事項に重点を置いた取り組みを推進していただきますよう要請いたします。

記

- 1 各分会において、所轄労働基準監督署との協議の上「現場代理人、職長等を中心とした労働災害防止のための研修会等」を開催し、死亡災害撲滅の取り組みについて徹底すること。
- 2 会員が現在施工している全現場について、経営トップ等による重点項目（墜落・転落災害、飛来落下災害及び機械災害）に係る安全パトロールを実施し、労働災害の防止をはかること。

埼労発基 0821 第 5 号
平成 27 年 8 月 26 日

埼玉県知事 殿
(県土整備部経由)

埼 玉 労 働 局 長

「建設業における死亡災害等の防止の徹底について」(協力要請)

平素より労働行政の推進にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉労働局管内における建設業の死亡災害については、平成 25 年には、12 人、平成 26 年には 16 人の方が亡くなられております。特に、平成 26 年に入ってから建設業の死亡災害が頻発したため、3 月に埼玉県、建設業労働災害防止協会埼玉県支部長その他関係団体の長に対して、7 月に建設業労働災害防止協会埼玉県支部長に対して墜落による死亡災害等の防止対策の徹底についての緊急要請を行ったことから、9 月以降は増加に対して歯止めがかかり、一定の成果が見られたところです。

しかしながら、平成 27 年に入り 3 月以降建設業の死亡災害が頻発し、8 月 5 日現在 10 人と、全産業の 16 人に対して 6 割以上を占め、憂慮すべき状況となっております。

また、10 人中 4 人が墜落・転落災害で、2 人が飛来・落下で亡くなれております。

このため、死亡災害等の防止対策の徹底を期すべく、別紙のとおり建設業労働災害防止協会埼玉県支部長に対して緊急の要請を行ったところです。

つきましては、貴職におかれましても、その趣旨をご理解され、公共工事における発注事務、現場の安全指導等の際にご配慮いただきますようお願いいたします。

また、県内各市町村に対しても、この趣旨を周知していただきますようお願いいたします。